

第44回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議事概要

議題 「家事調停について」

1 開催日時

令和5年7月18日（火）午後1時30分から午後3時05分まで

2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所第1会議室

3 出席者等

(1) 家庭裁判所委員会委員

青沼潔、井草健太、伊藤昌博、久保田眞弓、島森眞知子、関原久、田中君枝、
田中知子、和地輝仁（50音順・敬称略）

(2) 裁判所（説明者）

中田潔（首席家庭裁判所調査官）、宮下智（家庭裁判所首席書記官）、東森
美矢子（家庭裁判所訟廷管理官）、田上弘樹（家庭裁判所事務局長）

(3) ゲストスピーカー

小川睦子（家事調停委員）、河村龍三（家事調停委員）

(4) 庶務

籾本純子（地方裁判所事務局総務課長）、久保卓朗（地方裁判所事務局総務
課課長補佐）

4 議事概要

(1) 新任委員紹介

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介された。

(2) 議事の進行について

長谷川浩二委員長が転出したため、井草健太家庭裁判所委員会委員長代理が

議事を進行した。

(3) 委員長の互選

委員の互選により、青沼潔委員が家庭裁判所委員会委員長に選任された。以後の議事については、青沼潔委員長が進行した。

(4) 前回委員会が出された意見に対する検討、取組状況等

別紙「報告要旨」のとおり報告された。

(5) 裁判所からの説明等

裁判所から家事調停手続等についての説明を行い、ゲストスピーカーが調停委員から見た家事調停手続についての説明を行った。その後、調査室及び調停室の見学並びに電話会議システム及びウェブ会議システムのデモンストレーションを行った。

(6) 意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え、意見交換を行った（要旨は、別紙「発言要旨」のとおり。）。

(7) 次回開催日時及び議題

ア 開催日時

令和6年2月20日（火）午前10時00分から午後0時00分まで

イ 議題

職員の人材確保と人材育成について

（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

(別紙)

報 告 要 旨

前回（令和5年2月24日）開催の家庭裁判所委員会では、「少年事件について～いま、ここで必要な教育的措置～」というテーマで、委員の皆様方から様々な御意見をいただいた。

同委員会において、リモートによる方法は一般的な知識付与等には一定程度の効果があるが、感情に迫るような効果までは期待できないため、リモートで教育的措置を行う場合には少年の横に誰かが付き添いながら実施した方が少年の心に寄り添うものとなると思う、リモートの方法による場合は一方的な話となってしまう、あまり身近に感じられないといった弊害がある、リモートは対面に比べ効果が薄いとしても対面に近い効果を得るために工夫しつつ活用していくべきである、裁判所をはじめとする機関が広く連携しながら問題に対処し、ネットワークや人的支援といった関係機関の連携を強めていくことが教育的措置の社会資源を増やすためにも必要であるといった御意見をいただいた。今後も引き続き、少年の教育的措置の内容及び方法については、様々な視点から検討を行っていきたい。

(別紙)

発 言 要 旨

委 員： 調停の申立てをする場合、相手方の同意は必要となるのか。また、調停が不成立になった場合、再度申立てすることは可能なのか。

説明者： 調停申立てに相手方の同意は必要ない。ただ、調停は話し合いの場であるため、相手方が不出頭であれば話し合いを進めることができないことから、なるべく出頭してもらえよう働きかけをして進行しているが、どうしても相手方が出頭しなければ、不成立で終了することがある。調停が不成立で終了した場合でも、再度、調停を申し立てることは可能であり、回数に制限はない。

委 員： 電話会議システムの場合は当事者が最寄りの裁判所に出頭し電話で参加する一方、ウェブ会議システムの場合は当事者の自宅から参加できるとの説明だったが、電話会議とウェブ会議で参加方法に違いがあるのはなぜか。

また、ウェブ会議のデモンストレーションでは、身分証明書による本人確認や部屋の中に当事者以外の者がいないかの確認を慎重に行っていたが、ルールを破られたことで問題が起きたという事例はあるのか。

説明者： 電話会議の場合の出頭場所について、条文上明示されているわけではないが、裁判所の運用として、最寄りの家庭裁判所に出頭してもらい、その裁判所で身分証明書等により本人確認を行っている。当初は電話会議システムを利用していたが、電話会議による調停の需要がかなり多くなり、電話会議システムだけでは対応できない場合があることから、最近では、最寄りの裁判所に出頭して、当事者の携帯電話を使用してもらい調停を実施するようになってきている。また、弁護士が代理人として付いている事案では、当事者に弁護士事務所に出頭してもらい、弁護士事務所と裁判所間で電話を繋いで調停を実施することもある。一度最寄

りの裁判所に出頭し、本人確認をした当事者が、何らかの事情で最寄りの裁判所に出頭できないような場合は、自宅から携帯電話で調停に参加するという事例もある。一方、ウェブ会議については運用上も特段制限がなく、当事者が参加しやすい環境での調停を試行的に実施している段階である。

調停には非公開の原則があることから、本人確認や当事者以外の者が在室していないことの確認はかなり慎重に行っている。また、当事者には録音録画を禁止しているが、電話会議やウェブ会議で参加している当事者が実際に何をしているかは把握できないため、これらのルールは裁判所と当事者の信頼関係で成り立っているものである。もしルールを破られた場合は、調停委員会の判断にはなるが、電話会議やウェブ会議を打ち切って、実際に裁判所に出頭してもらうことになろうかと思われる。

委員： 私が相談業務を始めた頃は、相談者に調停手続を紹介すると否定的な反応をする方が多かったが、最近は否定的な反応をする方はほとんどいない。それは、調停委員等が努力してきた結果、利用することへのハードルが低くなり、利用しやすい手続として認識されるようになったからだと思う。

委員： 親権者が母親で、母親が再婚していて、子どもが小さいというケースの面会交流調停で、家庭裁判所調査官の調査の必要性を実感したことがあった。子どもが話すことは、必ずしも経験に基づくものではない場合があるが、その事案では、父親が子どもから聞いた話をそのまま受け止めてしまい、再婚したパートナーから虐待を受けているなどと思い込んでしまった。その際には誤解を解くためにも家庭裁判所調査官の調査が非常に重要であると感じた。

また、先ほどの説明では、子どもが中学生ぐらいになると調査を要しないことが多くなるとのことだったが、私が関与した事案で、中学生の

子どもの調査をお願いしたことがある。中学生であれば、直接質問すれば答えることはできるが、多感な時期でもあるので、なるべく親同士の争いに巻き込まずに、かつ当事者が納得できる解決をしたいと考え、中立的かつ専門的な立場から家庭裁判所調査官に子どもの話を聞いてもらったところ、子どもが率直に言いたいことを言うことができ、その調査結果を当事者に丁寧に説明することで、納得してもらうことができた。子どもにできるだけ負担を掛けずに紛争を解決することができるという点では、一定の年齢になっても、家庭裁判所調査官が関与することがもってあってもいいのではないかと思う。

対面の調停と比べ、電話会議だと顔が見えず、ウェブ会議でも画面越しに話すことから、調停を進行しにくいのではないかと思うが、その点について調停委員の御意見を伺いたい。

ゲストスピーカー： 調停において、当事者の顔が見えず、どんな表情か分からないというのは本当に大変である。ウェブ会議については、先行導入されている庁からは、電話会議よりも進めやすいという意見を聴いている。ただ、ウェブ会議でも、対面と比べると情報量が少ないので、調停委員としては対面が一番進めやすいとは思われる。

委員： ウェブ会議では、どのようなシステムを利用しているのか。また、ウェブ会議を使用することで情報流出などは起きないのか。

説明者： ウェブ会議ではWebexというシステムを利用している。情報流出については、原則、録音録画禁止となっているほか、書面の画面共有やチャットなどをどのように記録化するかといった点を現在検討中であり、情報流出が生じないような体制を整えているところである。

委員： 家庭裁判所調査官は調査に関する特別な教育等を受けているのか。また、調停委員はどのように選任されるのか。

説明者： 家庭裁判所調査官は、家庭裁判所調査官補の採用試験に合格した後、

裁判所職員総合研修所で2年間研修を受けた後に任官する。研修所では、心理学や精神医学等を学んだり、実習等を通じて面接の訓練を行った上で任官し、任官後も研修所での中央研修はもとより、高裁単位や庁単位の研修を受けるほか、日々の仕事を通じて研鑽を積んでいる。

家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い、原則として、年齢40歳以上70歳未満の者の中から、非常勤の公務員として任命されるとされていて、例えば銀行協会や、学校の退職者の方、商工会議所など、多方面の団体等にリクルートをしているが、現職の調停委員からの推薦がかなり多いというのが現状である。

ゲストスピーカー： 私自身は法律に詳しいわけではないが、法律に関しては専門家が周りにたくさんいるので、裁判官等と相談しながら調停を進めている。視野が広くて、傾聴ができることが調停委員として大事な資質だと思う。

委員： 裁判所側で当事者のカメラを操作できるような機能があれば、ウェブ会議でも第三者が介在しないようにできるのではないかと。また、当事者間で調停に対する思いに差がある場合、ウェブ会議で調停を実施すると、調停への思いが強い当事者が有利になってしまうおそれがあるので、公平に調停を実施できるよう、留意する必要があると思う。

委員： 当事者が遠隔地に住んでいると、調停に出頭すること自体が大変なため、そのような場合には調停を利用しづらかったが、ウェブ会議を使うことで、これまで調停を利用しづらかった事案でも利用しやすくなり、それ自体は良いことだと思う。ただ、ウェブ会議だと、対面で話すのに比べて、調停委員と当事者の人間関係を作るまで時間が掛かるという面はあると思う。そのため、ウェブ会議の場合の平均審理期間がある程度

伸びることはやむを得ないと思うので、ウェブ会議の場合は、通常より一回多く調停が増えても仕方ないという気持ちで手続を進めていただければと思う。